

■老健局、予防給付の総合事業への早期移行を促す

12 月 14 日の総選挙特集では、通常国会で成立した改正介護保険法について、「[介護保険、要支援サービスは国から地方へ 『人材も財源もない』 不安な高齢者 戸惑う自治体](#)」（毎日新聞）、「[介護 『要支援者』 市町村へ 担う自治体、対応を模索](#)」（毎日新聞）、「[要支援者の介護地域資源活用へ 三豊市議会一般質問](#)」（四国新聞）など、介護予防ホームヘルプ・サービス（利用者 44.9 万人）と介護予防デイサービス（利用者 48.3 万人）の地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）への移行についての報道が目立った。

なお、予防給付から地域支援事業への移行時期は経過措置期間が設けられ、保険者である市区町村ごとにスタート時期が拡散するが、老健局は 12 月 10 日から来年 1 月 9 日まで、全国 6 会場で無料セミナー「[総合事業への早期移行に向けたセミナー](#)」（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社、2014 年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金）を開き、早期移行を促している。

■定員増の認知症グループホームと小規模多機能

今回は分科会資料をもとに、地域密着型サービスの「論点」をまとめた。

2006 年度からはじまった地域密着型サービスは、「住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型」と説明されてきたが、見直しのポイントは利用定員の緩和だ。

小規模多機能型居宅介護と複合型サービスは現行「25 人以下」から「29 人以下」に利用者を増やす。

「家庭的な環境に少人数で共同入居」と定義された認知症グループホームは、認知症デイサービスとともに現行「1 又は 2」から「3 ユニット」とユニット数が増える。

定期巡回・随時対応サービスは、2012 年度から「地域包括ケアシステム」の主力サービスとして新設され、利用者はいまだ 1 万人未達と低迷しているが、一体型事業所の外注が認められ、連携型事業所との違いが縮小する。また、夜間オペレーターの配置基準も緩和される。

なお、認知症グループホームと小規模多機能型居宅介護は「看取り介護加算」の引き上げが提案されている。

■「外部評価」不要の 3 サービス

ちなみに、地域密着型サービスは外部評価が義務付けられているが、定期巡回・随時対応サービスと小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（「看護小規模多機能型居宅介護」に名称変更予定）の 3 サービスは、外部評価機関のチェックが廃止になり、「運営推進会議」か「介護・医療連携推進会議」に自己評価結果を報告すれば事足りることになった。

分科会では外部評価についての報告や検証は見当たらないが、外部評価と「会議」が重複している、会議には「第三者」（市区町村や地域包括支援センター）が参加している、というのが廃止の理由となっている。

各サービスの「論点」の詳細については、リンクした各分科会資料を参照してもらいたい。

■認知症グループホーム—3ユニットまでOK、福祉施設と併設も可

[利用者]

介護予防認知症対応型共同生活介護 0.1 万人、認知症対応型共同生活介護 18.3 万人 ([「介護給付費実態調査月報 \(平成 26 年 9 月審査分\)」](#)、以下同)

[資料]

[第 115 回 \(2014.11.19\) 資料 3 「認知症対応型共同生活介護の報酬・基準について \(案\)」](#)

[加算]

論点 1. 「夜間ケア加算」で宿直職員の夜間加配を新たに評価する

論点 2. 「看取り介護加算」は新たな要件で引き上げる

[運営基準 (案)]

論点 3. 標準ユニット数を現行「1 又は 2」から「3 ユニット」にする

論点 4. 広域型特別養護老人ホームなどの社会福祉施設と同一建物に併設を認める

■小規模多機能型居宅介護—登録定員の拡大、看護職員の配置緩和

[利用者]

介護予防小規模多機能型居宅介護 0.8 万人、小規模多機能型居宅介護 7.5 万人

[資料]

[第 111 回 \(2014.10.22\) 資料 3 「小規模多機能型居宅介護の報酬・基準について \(案\)」](#)

[基本報酬]

論点 6-②. 利用者の居所 (事業所と同一建物に居住するか否か) に応じた基本報酬の新設

[加算]

論点 1-① 「訪問体制強化加算」の新設

論点 2. 「看取り介護加算」の新設

論点 7. 「事業開始時支援加算」の時限措置の終了

論点 10. 中山間地域等の利用者に通常の事業実施地域を越えてサービス提供 (送迎・訪問) を行う場合、加算を新設

[減算]

論点 6. 「同一建物減算」の廃止

[運営基準 (案)]

論点 1-② 登録定員を現行「25 人以下」から「29 人以下」に緩和

論点 3. 外部評価を廃止し、自己評価を運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとする

論点 4. 看護職員の配置要件の緩和

① 看護職員が兼務可能な施設・事業所を「同一敷地内」だけでなく、同一敷地内又は道路を隔てて隣接する施設・事業所と兼務可能とする。兼務可能な施設・事業所の種別を見直す。

② 「看護職員配置加算Ⅰ」と「看護職員配置加算Ⅱ」を、現行の常勤要件から、常勤換算 1 人以上の准看護師の配置に変更する。

論点 5.

① 管理者の、総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等との兼務を認める

② 総合事業 (訪問型サービスや通所型サービス等) と設備 (居間及び食堂を除く) の共用を認める

論点 8. グループホームと併設している場合、夜間職員の兼務を認める

論点 9. 同一建物に併設できる施設・事業所を見直す

■認知症デイサービス―「運営推進会議」の設置義務づけ

[利用者]

介護予防認知症対応型通所介護 0.1 万人、認知症対応型通所介護 5.9 万人

[資料]

[第 115 回 \(2014.11.19\) 資料 4 「認知症対応型通所介護の報酬・基準について \(案\)」](#)

[基本報酬]

論点 5.送迎時に行った居宅内介助等を所要時間を含める (デイサービス、デイケアと共通)

[加算]

論点 6.「所要時間 7 時間以上 9 時間未満」(算定率 53.47%) のサービス提供後から「宿泊サービス」実施前までの「延長加算」は算定不可 (デイサービス、デイケアと共通)

[減算]

論点 4.送迎を行っていない場合は減算する (デイサービス、デイケアと共通)

[運営基準 (案)]

論点 1.利用者定員を現行「1 事業所 3 人以下」から「1 ユニット 3 人以下」に見直す

論点 2.運営基準で「運営推進会議」の設置を義務づける

論点 3.「宿泊サービス」を実施している事業所に届出制の導入、事故報告の仕組みを構築、情報の公表を推進 (デイサービス、デイケアと共通)

■定期巡回・随時対応型サービス 一体型事業所の外注化

[利用者]

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 0.9 万人

[資料]

[第 111 回 \(2014.10.22\) 資料 2. 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護の報酬・基準について \(案\)」](#)

[減算]

論点 2.通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護の利用者にサービス提供した場合の減算 (1 日あたり所定単位数の 2/3 相当額) の軽減

論点 5.「同一建物減算」(一定数以上の利用者が同一建物に居住する場合) の新設

[運営基準 (案)]

論点 1.一体型事業所 (158 事業所) の訪問看護サービスの一部を、他事業所に委託することを認める。

論点 3.オペレーター配置基準の緩和

・夜間オペレーターに施設職員が兼務 (兼務職員 95.4%) できる施設を併設施設に限定している要件を緩和し、同一敷地内、道路を隔てて隣接する同一法人が経営する他の施設・事業所等の職員を充てることを認める。

・利用者の心身の状況に応じて必要な対応を行う観点から、支障がない場合には、複数の定期巡回・随時対応サービス事業所の機能を集約し、通報を受け付ける業務形態について認める。

論点 4.外部評価の義務付けを廃止し、自己評価を介護・医療連携推進会議に報告して、評価等を受け、公表する仕組みとする。

■複合型サービス「看護小規模多機能型居宅介護」に名称変更

[利用者]

複合型サービス 0.3 万人

[資料]

[第 111 回 \(2014.10.22\) 資料 4「複合型サービスの報酬・基準について \(案\)」](#)

[基本報酬]

論点 2.利用者の居所（事業所と同一建物に居住するか否か）に応じた基本報酬の新設

[加算]

論点 1-②利用者の医療ニーズに重点的に対応している事業所のサービス提供体制に加算を新設

論点 8.「事業開始時支援加算」（500 単位/月、算定率 16.9%）の時限措置を 2018 年度末まで延長

[減算]

論点 1-①訪問看護を実施していない利用者が一定割合以上の事業所（半数以下 66.6%）は、基本報酬の訪問看護サービス部分を減算

[運営基準 (案)]

論点 3.登録定員を現行「25 人以下」から「29 人以下」に緩和

論点 4.外部評価を廃止し、自己評価を運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとする

論点 5.「看護小規模多機能型居宅介護」に名称変更